

秋田県告示第336号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定により、次のとおり建設業者に対して営業の停止を命じたので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成30年6月26日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 処分をした年月日
平成30年6月18日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
有限会社エスエス興産
秋田市外旭川字大堤654番地22
取締役 佐藤 光儀
秋田県知事許可（般-27）第81478号
- 3 処分の内容
平成30年6月26日から同月28日までの間、建設業の営業のうち、民間工事（国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事以外の建設工事をいう。）に係るものの停止
- 4 処分の原因となった事実
有限会社エスエス興産の取締役は、同社の業務に関し、当該建築物の解体作業等を行わせるに当たり、石綿等による労働者の健康障害を防止するため、あらかじめ、当該建築物について石綿等の使用の有無を調査し、その結果を記録しておかなければならないのに、同調査、同記録を行わず、もって粉じん等による労働者の健康障害を防止するための必要な措置を講じなかったとして労働安全衛生法違反の罪により罰金刑を受け、その刑が確定した。
このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。